特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	地方税及び保険料の納付管理に関する事務 基礎項目 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

滑川町は、地方税及び保険税の納付管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

地方税及び保険税の納付管理に関する事務では、事務の一部を部外業者に委託しているため、業 者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しての契約に含めることで 万全を期している。

評価実施機関名

埼玉県滑川町長

公表日

令和5年3月16日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	地方税及び保険料の納付管理に関する事務
②事務の概要	地方税法等の規定に則り、個人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(料)、介護保険料及び後期高齢者医療保険料、子ども・子育て支援の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。①収滞納状況の照会②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼③納付書等の返戻④口座情報の管理、異動、照会⑤過誤納金等の還付
③システムの名称	収納消込システム 統合宛名システム 口座管理システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	

納付情報ファイル 宛名情報ファイル

3 4	個 丿	【番号の利用
U .		く田 つ ツィリノロ

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十 一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の第16,30,59,68,94項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省 令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第16条、第24条、第

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	< 選択版 <i>></i> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定 かる事務及び情報 公的給付の支給等の	8号 別表第 特定の個人を を定める命名 迅速かつ確 付の支給等	二(27の項、82の項、94の項、116の項) 識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 会(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号) 実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条 の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 総務政策課 〒355-8585 埼玉県比企郡滑川町大字福田750-1

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	数					
評価対象の	事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未	:満]	<選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上 3) 1万人以上10 4) 10万人以上3 5) 30万人以上	1万人未満)万人未満
	いつ時点の計数か					
2. 取扱者	数					
特定個人情	報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か					
3. 重大事i	故					
	内に、評価実施機関において特定個人 5重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評値	画書の種類				
[基礎 2)又は3)を選択した評価実施 されている。	項目評価		重点項目記	平価書又は全エ	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及ひ 3) 基礎項目評価書及ひ 3) 基礎項目評価書及の項目評価書ので、リスク	「全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除	(.)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である	1		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	1		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託			[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	ムを通じた提供]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接	続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・2	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[O]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部監	
9. 従業者に対する教育・昂	発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		く選択肢> 1) 特に力を入れて行って) 十分に行っている	ている

変更箇所

	②所属長 対象人数	税務課長 上 俊一郎 平成27年3月31日時点	税務課長 赤沼 正副	电後	
	象人数	平成27年3月31日時点			
		- 120 - 120	平成27年10月1日時点	事後	
	取扱人数	平成27年3月31日時点	平成27年10月1日時点	事後	
	②所属長	税務課長 赤沼 正副	稅務課長	事後	
	対象人数	平成27年10月1日時点	平成30年6月1日時点	事後	
	取扱人数	平成27年10月1日時点	平成30年6月1日時点	事後	
	对家人奴 取扱人数	平成30年6月1日時点平成30年6月1日時点	爷和元年6月1日時点 令和元年6月1日時点	事 後 後	
	4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携	■情報提供の根拠 番号法第19条7号	■情報提供の撮拠 番号法第19条8号	福	番号法第19条に係る改正の 施行日は令和3年9月1日
令和4年3月9日 1.	1. ① 華務の森瀬	・地方院法等の預加ニョリン 個人住民形。 第人任民犯 同定重要別。 最自 動 表示 上国民業業 保護 大任民犯 同定重要別。	・地方投送等の指面で開放。 「個人性管」第人性保護。 「原保施力」	复	
令和4年3月9日 3.	法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成ニ十五年 五月三十一日法律第二十七号 第9条第1 項、別表第一の第16,59,68,94項	行政手続における特定の個人を購別するため の番号の利用等に関する法律(平成ニ十五年 五月三十一日法律第二十七号 第9条第1 項、別表第一の第16,30,59,68,84項	福	
令和4年3月9日 4.	4. ②法令上の視點	■体報提供は実施しない ■体報開会は実施しない	■情報開会は実施する 書号長 第19条第5号 別表第二列表第二 (270項,820項,820項,940項,1160項) 「印度中報」とおける東位の最高を企業的であた。 「中国中報」とおける地域の大部構を定める命令「平成二十六年十二月十二日内閣群・際終者令第二の主教 「キャでをる事務及び解析を定める命令「平成二十六年十二月十二日内閣群争終務者令第下 号)大年十二月十二日内閣群争終務者令第下 号)	福井	
1. (公司) (公司) (公司) (公司) (公司) (公司) (公司) (公司)	1、特定個人情報ファイルを取 以扱う等数 ②単新の概要	"此方粉法等の规范"则以 他在程序。从上程序,原定整件、整自 動車件、国际健康体験、种)方服烧除料 的工程,可以用于一个工程,可以用于一个工程, 可以的工程,可以用于一个工程, 可以的工程, 可以为一个工程, 可以为一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	地方民法等の規范三則(以 國人在民民、加定資金稅, 報告 國人在民民、大人在民民、 即等成。 即任政府、 10年期,10年期,10年期,10年期,10年期,10年期,10年期,1	福寿	
1. 8和8年3月16日 り装 ③ジ	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	収納消込システム 統合宛名システム	収納消シシステム 統合宛名システム 口座管理システム 中間サーバー・ソフトウェア	海	
4. ②	4、情報ネルワーケシステム による情報連携 ②法令上の根拠	■ 情報服会は実施する。	■情報報告は推踏了。 等目表 第19条第5号 別務第二(27の項、 等日表 第19条第5号 別務第二(27の項、 客の項、200項、200項、1600元 行記手続にお1646年20億 人を開設するため の第号の開発に関する法律別業第二の主務 64で定むる書客及以指揮を250点等(平成 第一次中十二月十二日内服所総裁者令第二 成立的給付の支給等の迅速力の選素な実施の上 市の前等の工程の金銭素が同様を2000 成立の機大型素成の1260元 東大路に対したの別罪を日間の金銭素が 関係を発送項、第19条次的給付の支給等の記 車が再数次素施の1260元 第10万分(第10万分) 第10万	福井	
5. 令和43月16日 当到	、評価実施機関こおける担 当部署 ②所属長の役職名	税務課長 篠崎 仁志	稅務課長	梅垂	